

2019年4月8日
第118号

発行：日本臨床検査技師連盟
発行責任者：楢山 広美
編集担当者：中井 規隆

日本臨床検査技師連盟ニュース 連盟ニュース

今号の主な内容

統一地方選挙および第25回参議院議員通常選挙への対応を強化

宮島喜文参議院議員活動報告

インターネットを使用した選挙運動について

統一地方選挙および第25回参議院議員通常選挙への対応を強化

平成最後となる、統一地方選挙が4月に全国的に実施され、今年7月には任期終了にともなう参議院議員通常選挙が実施されます。

当連盟では、両選挙の対応として全国の候補予定者に推薦状を手渡すなどの支援、応援を行い今後、さらに行動が強化するため、連盟と技師会が表裏一体で活動することが大切です。

統一地方選挙では、「臨床検査技師」の免許を有する者等4名の候補へ連盟支部長として推薦し、既に都道府県議会議員選挙については、4月7日投票があり、**宮崎県議会議員候補者 内田理佐氏(新)**と**福岡県議会議員候補者 笠和彦氏(新)**が見事初当選されました。当連盟と致しましても、両議員のご活躍をご期待しています。また、統一地方選挙の後半戦として、**京都府向日市長候補者 安田守氏(現)**と**福岡県糸田町長立候補予定者 安村英行氏(新)**を引き続き応援して参ります。

福岡県臨床検査関連業界からの

県議・町長選立候補者への激励訪問

宮島参議院議員も4候補者の応援のために、平成31年3月17日(日)宮崎から福岡入りされ、宮島会長とともに西浦福岡県会長、友松前会長、長迫の4名で糸田町長選挙に立候補予定の安村英明事務所へ「為書」「推薦書」持参で激励訪問し氏へ直接お渡ししました。氏は自衛隊衛生学校臨床検査技師課程を卒業された後、幹部の道を選ばれ臨床検査業務とは距離を置かれていましたが、今回「新しい町づくり」をスローガンに出馬を表明されました。訪問後、宮島会長は公務のため宿泊することなく帰京され、安村氏からは感謝の意が伝えられました。

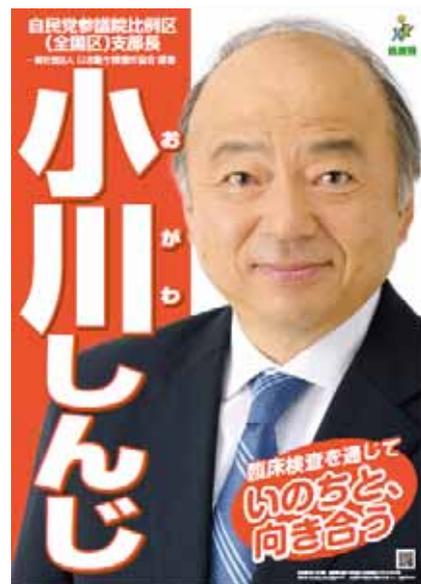
翌18日(月)には福岡県議選に福岡市中央区から立候補予定の「笠(りゅう)和彦」事務所を友松氏と訪問し「為書」「推薦書」を直接お渡しし、健闘を祈念しました。

笠氏は地元中央区のご出身で衆議院議員山崎広太



郎秘書、自民党参議院議員の公設秘書を務められたのち(株)シー・アール・シー(現日衛協会長 江川 洋氏設立)入社後日衛協へ出向されておりましたが、「住みよい街づくり」と臨床検査業界発展を目指し県議選への立候補を決意され、尽力するとの言葉をいただきました。業界発展のためにもお二人には何と少しでも当選していただきたい所存です。(担当:長迫哲朗)

小川しんじ後援会活動へのご協力をお願いします



小川しんじ後援会事務所

〒162-0822

東京都新宿区下宮比町2-28飯田橋ハイタウン515号

TEL03(6265)0484 FAX03(6265)0483

室内用ポスターの掲示をお願いします
医療機関などの室内へ掲示してください

今から参議院選挙期間中(投票日含む)

掲示機関

宮島喜文参議院議員活動報告～北九州～

日時:平成30年10月15日 会場:飯塚のがみプレジデントホテル

“筑豊”をモデルに関東でも始める。

昨年、北九州(筑豊支部)において「情勢報告会」を開催し、臨床検査技師、または技師以外の国民の皆様にお集まりいただきありがとうございました。また、当日は、臨床検査技師の抱えるAI IOTなどの諸問題の貴重なご意見を賜りました。

今回の“筑豊”での報告会を機会にあまり国政に興味がなかった臨床検査技師の皆様へご理解をいただき、日本臨床検査技師連盟への入会増、自由民主党への入党協力も増えていると報告がありました。

さらには、今年3月の初級職能開発講習会際にも報告会にお集まりいただいた方からも、支援活動が激化しているとのうれしい報告を受けました。

この“筑豊”モデルとして私自身機会あるたびに全国へ出向き、関東から初めて行きたい所存でございます。

国会議員としては、徹夜国会が終了した昨年12月の参議院に東南アジア諸国へ重要事項調査団(4名)の一員として、7日間ベトナム・タイを訪問し、相手側国の労働大臣や工業大臣など会談や日系企業の視察や関係者との意見交換を行ってきました。TPP11、アセアン経済協定、外国人技能労働者などの案件について勉強することができました。立憲民主党・共産党議員を含めた超党派の派遣団であり、1年生議員としては初めて指名されたということで、緊張した毎日でした。また、昨年の臨時国会では、昨年10月に就任した参議院自民党国対副委員長に抜擢され、担当の環境委員会、沖縄・北方特別委員会、行政監視委員会において国会運営を経験させていただき、各省庁との調整や野党との交渉など大変なことが判りました。



元旦から地元長野での挨拶回りを始め、各種団体の賀詞交換会に出席するため、地元と東京を行き来しています。今年は統一地方選挙、参議院選挙があり、応援もして参ります。



196国会 3月14日
参議院厚生労働委員会にて、少数地域での医師の確保について質疑を行った。



インターネットを使用した選挙運動について

総務省ホームページから、「平成25年4月19日、インターネット選挙運動解禁に係る公職選挙法の一部を改正する法律（議員立法）が成立しました。」

この運動を再度理解周知徹底のため、再度確認したいと思います。（総務省HPから抜粋）

インターネットを使った選挙運動が出来るようになりました。

(注)国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。
 ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
 ・18歳未満の者等は選挙運動をすることができません。



電子メール

△△花子(△△△@△△.ne.jp)

このたびの選挙では是非〇〇さんを当選させましょう。

有権者が、電子メールで選挙運動を行うことは禁止。

ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッターフェイスブック等) 動画共有サービス・動画中継サイト等

△△花子 (△△△@△△.ne.jp)

このたびの選挙では是非〇〇さんを当選させましょう。

〇〇太郎 (〇〇〇@〇〇.ne.jp)

私は、このたびの選挙に出馬しました〇〇太郎です。

清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

電子メール

〇〇太郎(〇〇〇@〇〇.ne.jp)

私は、このたびの選挙に出馬しました〇〇太郎です。

~~~~~

清き一票を、お願いします。

**※氏名、電子メールアドレス等の表示義務**

**※一定の記録の保存義務**

自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



### 有権者

※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。 ネット選挙運動総務省 検索

総務省

# インターネットを使用した選挙運動について 2

## これらの禁止行為は処罰の対象となります!

### 選挙運動の方法等に関する規制(例)

**有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません!**

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限り、有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



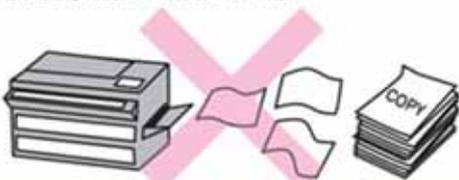
**18歳未満の選挙運動は禁止されています!**

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



**HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!**

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



**選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!**

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



### 誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



**候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません!**

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



**氏名等を偽って通信してはいけません!**

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



**悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません!**

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



**候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません!**

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注)プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)